

と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱

令和元年 7月30日付け元農畜機第2771号
一部改正 令和元年12月12日付け元農畜機第5435号
一部改正 令和2年 2月10日付け元農畜機第6595号

平成30年9月、我が国において、26年ぶりに豚コレラ（以下「CSF」という。）が発生し、複数県の養豚農場において断続的に発生が確認されている。

発生農場における疫学調査では、CSFの侵入要因として、人や車両による機械的伝播が可能性として挙げられており、このような中、CSFのまん延防止をより一層徹底するため、農場からと畜場までの衛生管理強化を一体で進める必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、CSFに感染した野生イノシシにより汚染された環境における拠点（以下「環境拠点」という。）での車両等によるウイルスの広域の拡散防止及び全国の食肉処理施設等における衛生管理の改善を図るため、車両に対する適切な消毒を実施する取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、食肉流通におけるCSFのまん延防止と畜産の安定的発展に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体等

1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

2 取組主体

第2の2の(1)の事業を行う取組主体は、別表2に掲げるとおりとする。

第2 事業の内容

1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

別表1の1の事業実施主体が、と畜場又は死亡獣畜取扱場における交差汚染を防止するため、高度な衛生管理体制を構築するための施設、機械及び器具(以下「施設等」という。)の整備を行う事業とする。

2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

(1) 別表1の2の事業実施主体が、環境拠点における交差汚染を防止するため、別表2の取組主体が行う車両消毒施設を整備する取組に対して補助する事業とする。

(2) 別表1の2の事業実施主体が(1)の事業の円滑な推進を図るための取組とする。

第3 事業の要件等

1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

第2の1の事業の対象とすると畜場又は死亡獣畜取扱場は、継続的に豚等を取り扱っている実績を有すること。

2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

第2の2の事業の対象とする施設は、野生イノシシにおけるCSFの感染が平成30年度以降に確認された都道府県、その隣接都道府県又はCSFワクチン接種豚を受け入れると畜場が所在する都道府県に設置されるものであること。

第4 補助対象施設等

この事業の補助対象施設等及び整備基準は、別表3に掲げるとおりとする。

第5 補助対象経費等

この事業の補助対象経費及び補助率は、別表4に掲げるとおりとする。

第6 事業の実施

1 実施要領の作成等

別表1の2の事業実施主体は、第2の2の事業を実施するに当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画

(1) 事業実施計画の作成

ア 別表1の1の事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、別紙様式第1号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施計画承認申請書を作成の上、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合において、事業実施主体は、あらかじめ当該事業実施計画を都道府県知事に協議するものとする。

イ 別表2の取組主体は、事業の実施に当たっては事業実施計画書を作成し、別表1の2の事業実施主体に提出するものとする。

別表1の2の事業実施主体は、別表2の取組主体より提出された事業実施計画をとりまとめ、別紙様式第1号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施計画承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合において、事業実施主体は、あらかじめ当該事業実施計画を都道府県知事に協議するものとする。

ウ 都道府県知事は、ア及びイの協議を受けた場合には速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課長に意見を求めるものとする。

(2) 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画が承認された後、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施計画変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合には、(1)の規定を準用する。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30パーセントを超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

エ 設置場所の変更

3 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

4 留意事項

別表1の1の事業実施主体及び別表2の取組主体は、この事業の実施に当たり、次の(1)及び(2)の事項に留意するものとする。

(1) 施設等の運営及び管理に当たる専従責任者を設置すること。

(2) 施設等の運営について適正な業務執行体制の整備を図ること。

5 事業の推進指導等

(1) 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

(2) 別表2の取組主体は、別表1の2の事業実施主体の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

(3) 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第7 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表3に定めるところにより、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第8 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第3号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第4号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業補助金変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 設置場所の変更

3 事業遂行状況等の報告

(1) 事業遂行状況の報告

事業実施主体は、この事業の遂行状況に関し、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別紙様式第5号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに理事長に提出するものとする。ただし、4の規定による別紙様式第6号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）をもってこれに代えることができるものとする。

- (2) 12月31日までに事業が完了するとき又は補助金の交付決定があった日が12月31日以降のときは、(1)の定めにかかわらず、事業実施主体は、5の規定による別紙様式第7号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）の提出をもって事業遂行状況の報告に代えることができるものとする。

(3) 事業不完了等の報告

事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は

その遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けるものとする。

4 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、出来高に応じて、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

5 実績報告

(1) 別表1の1の事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに実績報告書を作成し、理事長及び都道府県知事に報告するものとする。

(2) 別表2の取組主体は、第2の2の(1)の事業により車両消毒施設の整備を実施した場合は、事業実績報告書を作成し、事業実施主体が定める期日までに、別表1の2の事業実施主体に提出するものとする。

別表1の2の事業実施主体は、別表2の取組主体から提出された事業実績報告書を取りまとめ、自らの事業の実績とともに、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに実績報告書を作成し、理事長及び都道府県知事に報告するものとする。

6 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 事業実施主体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、

これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、5に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、5に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第8号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 施設等の管理運営

別表1の1の事業実施主体及び別表2の取組主体は、管理運営規程を定めることにより、この事業によって整備された施設等を事業実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

第10 報告

1 別表1の1の事業実施主体は、この事業によって整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、別紙様式第9号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業運営状況報告書を作成し、6月

30日までに都道府県知事及び理事長に報告するものとする。

- 2 別表2の取組主体は、第2の2の(1)の事業により設置した施設等に係る管理状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、別表1の2の事業実施主体が別に定める期日までに同事業実施主体に提出するものとする。

別表1の2の事業実施主体は、この管理状況報告書を取りまとめ、毎年度、別紙様式第9号のと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業運営状況報告書を作成し、6月30日までに都道府県知事及び理事長に報告するものとする。

第1 1 提出書類の都道府県の経由

この要綱の規定により、事業実施主体が、理事長に提出する書類は都道府県知事を経由するものとする。

第1 2 帳簿等の整備保管等

- 1 別表2の取組主体及び事業実施主体は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第1 3 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（令和元年 7 月 3 0 日付け元農畜機第 2 7 7 1 号）

- 1 この要綱は、令和元年 7 月 3 0 日から施行する。

附 則（令和元年 1 2 月 1 2 日付け元農畜機第 5 4 3 5 号）

- 1 この要綱の改正は、令和元年 1 2 月 1 2 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和 2 年 2 月 1 0 日付け元農畜機第 6 5 9 5 号）

- 1 この要綱の改正は、令和 2 年 2 月 1 0 日から施行する。

別表 1

事業名	事業実施主体
1 と畜場車両消毒施設整備対策事業	<p>次の（１）から（６）までのいずれかであること。</p> <p>（１）農業協同組合</p> <p>（２）農業協同組合連合会</p> <p>（３）中小企業等協同組合</p> <p>（４）協業組合であって、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第５条に規定する中小企業者のみを組合員としているもの</p> <p>（５）一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>（６）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの。</p>
2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業	愛知県養豚農業協同組合

別表 2

第２の２の（１）の事業を行う取組主体
<p>次の１から７までのいずれかであること。</p> <p>1 生産者集団</p> <p>生産者集団は、３者以上の養豚経営体（家畜としてイノシシを飼養する者を含む。以下同じ。）で構成される地域の生産者集団とし、次に掲げる事項について定款又は規約を定めているものとする。</p> <p>（１）生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項</p> <p>（２）生産者集団の組織及び運営に関する事項</p> <p>（３）養豚の振興に関する事項</p> <p>（４）会計、補助金の管理及び使途に関する事項</p> <p>（５）その他生産者集団の目的の達成に必要な事項</p>

- 2 農業協同組合
- 3 農業協同組合連合会
- 4 中小企業等協同組合
- 5 協業組合であって、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としているもの
- 6 一般社団法人又は一般財団法人
- 7 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの。

別表3

補助対象施設等	整備基準
<p>1 と畜場車両消毒施設整備対策事業</p> <p>次の（1）から（4）までのいずれかであること。</p> <p>（1）車両洗浄消毒施設</p> <p>（2）更衣室及びシャワー室</p> <p>（3）野生動物侵入防止柵</p> <p>（4）その他理事長が特に必要と認める施設等</p> <p>（5）（1）から（4）までの設置に係る付属機械、器具</p>	<p>肉畜、食肉、死亡獣畜等を運搬する車両を容易に洗浄又は消毒するのに必要な適度の面積及び設備を有すること。</p> <p>肉畜、食肉、死亡獣畜等の積み下ろし作業を行う者が使用する更衣室及びシャワー室であり、更衣及びシャワー前後で作業者の動線が交差せず、衣服等が接触しない構造であること。</p> <p>野生イノシシの侵入を防ぐことができる構造であること。</p> <p>各施設の設置に必要なものであること。</p>

補助対象施設等	整備基準
2 環境拠点車両消毒施設整備 対策事業 (1) 車両消毒施設 (2) (1) の設置に係る付属機 械、器具	肉畜、食肉等を運搬する車両を容易に消毒するのに 必要な適度の面積及び設備を有すること。 (1) の施設の設置に必要なものであること。

別表 4

補助対象経費	補助率
1 と畜場車両消毒施設整備対策事業 (1) 工事費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費 (2) 実施設計費 (3) 工事雑費 (4) その他理事長が特に必要と認める経費	1 / 2 以内
2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業 (1) 工事費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費 (2) 実施設計費 (3) 工事雑費 (4) その他理事長が特に必要と認める経費 (5) 事業実施主体がこの事業の円滑な推進を図るための取組 に必要な経費	1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 定額

別紙様式第1号

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおりと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業を実施したいので、と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第6の2の規定に基づき申請します。

記

注：本申請の記の記載については、事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

- 別紙様式1-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業
- 別紙様式1-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

別紙様式 1 - 1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

1 事業の目的

2 事業の概要

事業実施主体名	施設の名称	施設の所在地	敷地面積	用地取得方法	工事着工及び 竣工予定年月日	備考
			m ²			

注 用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得方法欄に内容及びその期間を記載すること。

3 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員及び氏名	その他参考事項
		(%)				

注 事業実施主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

4 事業の内容及び経費

既施設の概況			設置しようとする施設等の内容				単価	事業費	資金調達計画		
種類	面積又は 台数	構造（能力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能力）			機構補助金	県（都道 府）費	その他
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）	施設ごとに詳しく	円	円	円	円	円
計①											
消費税額②											
小計③											
			補助 対象外								
計④											
消費税額⑤											
小計⑥											
総事業費（①+④）											
消費税額（②+⑤）											
合計（③+⑥）											

注1 種類欄は、実施要綱別表3に定める補助対象施設等の種類を明らかにすること。

2 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

3 実施要綱別表3の（4）の施設等を設置しようとする場合は、別紙様式1-1の別添を併せて提出すること。

5 施設の能力（1日当たり）

区分	と畜場	死亡獣畜取扱場
	と畜解体頭数	原料処理能力
牛（牛由来原料）	頭	kg
豚（豚由来原料）		
その他		
計		

注1 と畜場における合計欄には、肥育豚換算値を記載すること

注2 肥育豚換算については、肥育豚1頭を基準として牛及び馬1頭につき 4.0頭、豚、めん羊及び山羊1頭につき1.0頭の換算係数により算定すること

6 施設設置に伴う取扱計画

区分	と畜場		死亡獣畜取扱場	
	年間処理頭数		年間搬入原料数量	
初年度 (年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)	頭	牛由来原料 豚由来原料 その他 計	k g
2年度 (年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)		牛由来原料 豚由来原料 その他 計	
3年度 (年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)		牛由来原料 豚由来原料 その他 計	
4年度 (年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)		牛由来原料 豚由来原料 その他 計	
5年度 (年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)		牛由来原料 豚由来原料 その他 計	

注 初年度欄には、事業実施年度の翌年度の数値を記入すること。

7 添付書類

- (1) 実施要綱第6の2の(1)のアの都道府県知事との協議に基づく同意書
- (2) 当該施設等の設計図(平面図及び立体図)及び用地内における建物(施設別)等の配置図
- (3) (2)の設計図の作成が困難な施設等あっては、その構造、内容等が詳細に記されたパンフレット等
- (4) 定款
- (5) 最近時点の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

別紙様式1-1の別添

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業における別表3の1の
(4)に係る施設等整備理由書

事業実施主体名

標記について、下記の施設等を整備したいので、報告します。

記

1 施設等名称	
2 構造(能力)等	
3 事業費	円(税抜)
4 当該施設等の整備が特に 必要な理由	
7 都道府県 所見	
8 備考	

注 7については、実施要綱第6の2の(1)のアに基づく都道府県知事協議の際に
所見を得ること。

別紙様式1-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

1 事業の目的

2 事業の概要

取組主体名	施設等を管理する組織の名称	施設等設置場所	工事着工予定年月日	竣工予定年月日	事業費	備考

3 事業の内容及び経費

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 車両消毒施設の整備				
2 この事業の円滑な推進を図るための取組				

注：2の取組を行う場合は、支出項目ごとに事業費積算及びその根拠資料を添付すること。

4 添付書類

- (1) 都道府県を区域として、CSFに感染した野生イノシシ確認地域、養豚場及びその他畜産関係施設と、当該施設等の設置場所等を内容とする環境拠点車両消毒計画
- (2) 取組主体ごとの事業実施計画
- (3) 実施要綱第6の2の(1)のイの都道府県知事との協議に基づく同意書
- (4) 定款
- (5) 最近時点の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

別紙様式第2号

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で承認のあった実施計画について、下記の事由により変更したいので承認されたく、と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業事業実施要綱第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

(注) 別紙様式第1号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおりと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業を実施
したいので、と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の1の規定に基づき
補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

注：本申請の記の記載については、事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

- 別紙様式3-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業
- 別紙様式3-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

別紙様式 3-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

1 事業の目的

2 事業内容及び経費の配分

既施設の概況			設置しようとする施設等の内容				単価	事業費	資金調達計画			工事期間
種類	面積又は 台数	構造（能 力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能 力）			機構 補助金	県（都道 府）費	その他	着工及び 竣工年月日
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）	（施設等ごとに詳し く）	円	円	円	円	円	（予定日）
				計①								
				消費税額②								
				小計③								
			補助 対象 外									
				計④								
				消費税額⑤								
				小計⑥								
				総事業費（①+④）								
				消費税額（②+⑤）								
				合計（③+⑥）								

注1 種類欄は、実施要綱別表 3 に定める補助対象施設等の種類を明らかにすること。

2 当該年度分のみ記載のこと。

3 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	今年度予算額	前年度予算額	差引増減		備考
			増	減	
機構補助金 県（都道府）補助金 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

今年度予算額	前年度予算額	差引増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 設置しようとする施設等の管理運営規程

(2) 当該施設等の実施設計書又は個々の内容を記した見積書

別紙様式3-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施計画書」のとおり」

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 車両消毒施設の整備				
2 この事業の円滑な推進を図るための取組				
計				

注：事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、委託する事項、委託相手先名、委託額を備考欄に明記すること。

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 添付書類

取組主体ごとの事業実施計画及び車両消毒施設の管理運営規程

別紙様式第4号

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業の実施について、下記の事由により事業(内容及び経費の配分)を変更したいので承認されたく、と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

(注) 別紙様式第3号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業の実施について、と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の3の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

注：本申請の記の記載については、事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

- 別紙様式5-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業
- 別紙様式5-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

別紙様式5-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

交付決定額等		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			事業完了 予定年月日
総事業費 (A)	交付 決定額	総事業費見込 額又は契約額 (B)	見込比較 (B/A×100)	遂行状況	
円	円	円	%	入札実施日 年 月 日 契約日 年 月 日	

別紙様式5-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

取組主体 名	交付決定額等		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)				事業完了 予定年月 日
	事業費 (A)	交付決定 額	事業費見 込額又は 契約額 (B)	見込比較 (B/A× 100)	入札実施 日	契約日	
	円	円	円	%			
計							

注：取組主体ごとに記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつたと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の4の規定に基づき請求します。

記

注：本申請の記の記載については、事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

- 別紙様式6-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業
- 別紙様式6-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

別紙様式6-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

1 概算払請求額

(年 月 日現在)

補助事業に 要する経費	うち機構 補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B+C)		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	月 日まで 予定出来高	金額	月 日まで 予定出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%		

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義 (フリガナ) 〇〇〇〇

別紙様式6-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

1 概算払請求額

(年 月 日現在)

区分	交付決定額		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			概算払受領額 ④	今回概算払請求 額 ⑤	令和 年 月 日まで予定 出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金	事業費出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義 (フリガナ) 〇〇〇〇

別紙様式第7号

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあったと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の5の規定に基づき実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

注：本申請の記の記載については、事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

別紙様式7-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

別紙様式7-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

別紙様式7-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

1 補助金交付決定

令和 年 月 日 農畜機第 号

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

既施設の概況			設置した施設等の内容				単価	事業費	資金調達計画		
種類	面積又は 台数	構造（能力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能力）			機構補助金	県（都道 府）費	その他
	m ² （台）		補助 対象		m ² （台）	（施設ごとに詳しく）	円	円	円	円	円
計①											
消費税額②											
小計③											
			補助 対象 外								
計④											
消費税額⑤											
小計⑥											
総事業費（①+④）											
消費税額（②+⑤）											
合計（③+⑥）											

- 注1 種類欄は、実施要綱別表3に定める補助対象施設等の種類を明らかにすること。
- 2 当該年度分のみ記載のこと。
- 3 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

4 収支精算

(1) 収入の部

区分	精算額	今年度予算額	差引増減		備考
			増	減	
機構補助金 県（都道府）補助金 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

精算額	今年度予算額	差引増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

5 事業完了年月日

令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

銀行 支店 預金 座番号〇〇〇〇 座名義〇〇〇〇

7 添付書類

(1) 設置した施設等の管理運営規程

(2) 当該施設等の出来高設計書（設計を伴わない機械施設等の整備の場合は、当該機械施設等の請求書若しくは領収書及び設置が確認できる

写真等)

(3) 別紙様式7-1の別添

(4) 事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要としたときは、当該許認可等を得たことを証する書類（写し）

別紙様式 7-1 の別添

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業竣工検査調書

下記工事について竣工検査を完了しましたので報告します。

令和 年 月 日

(事業実施主体)

検査員所属・職・氏名

印

立会者所属・職・氏名

印

記

1 工事名称	
2 工事場所・施設等	
3 工期	着工 令和 年 月 日～ 竣工 令和 年 月 日
4 事業費	円 (税込)
5 請負者の住所及び氏名	
6 検査年月日	令和 年 月 日
7 検査所見	
8 備考	

注：請負者からの完了届の写しを添付すること。

上記のとおり事業が完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

(都道府県職員)

所属・職・氏名

印

別紙様式 7-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 車両消毒 施設の整備				
2 この事業 の円滑な推 進を図るた めの取組				
計				

注1：1・2は別紙様式第3号の別紙様式3-2に準じて作成すること

2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額()
書きし、下段に実績を記入すること

4 事業に係る精算額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇

口座名義 (フリガナ) 〇〇〇〇

7 添付書類

設置した施設等の管理運営規程

別紙様式第8号

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつたと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業補助金について、と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第8の6の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第9号

令和 年度と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度に実施したと畜場等疾病まん延防止緊急対策事業における令和年度の運営状況について、と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業実施要綱第10の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

注：本申請の記の記載については、事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

別紙様式9-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

別紙様式9-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

別紙様式 9-1 と畜場車両消毒施設整備対策事業

1 事業実施主体の運営状況

区分		と畜場	死亡獣畜取扱場
		年間処理頭数	年間搬入原料数量
牛（牛由来原料）	実績 計画	頭	kg
豚（豚由来原料）	実績 計画		
その他	実績 計画		
計	実績 計画		
稼働日数： 日			

注1 と畜場における合計欄には、肥育豚換算値を記載すること

注2 肥育豚換算については、肥育豚1頭を基準として牛及び馬1頭につき4.0頭、豚、めん羊及び山羊1頭につき1.0頭の換算係数により算定すること

2 施設等の管理状況

補助対象施設等	管理状況	備考

注1 補助対象施設等欄は、実施要綱別表3に定める補助対象施設等ごとに、設置した施設等名称を記入すること。

2 管理状況欄は、車両洗浄消毒施設、更衣室及びシャワー室の利用状況及び野生動物進入防止柵の設置状態点検状況等を記入すること。

3 野生動物進入防止柵については、柵に破損等が発生していないかを定期的に点検し、管理状況欄に点検日を記入すること。

別紙様式9-2 環境拠点車両消毒施設整備対策事業

1 事業実施年度

令和 年度導入（令和 年 月 日現在）

2 管理状況

取組主体名	事業内容	管理状況	備考

【添付資料】

取組主体ごとに作成した管理状況報告書